

介護報酬の地域区分の見直しについて ～基本方針について～

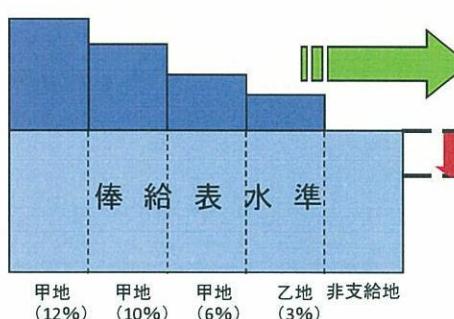
地域区分の見直しの考え方(案)

- 介護報酬については、各地域ごとの人件費の差を調整するため、介護保険制度創設時より、国家公務員の地域手当の地域区分を基本とした地域区分を設定しているところ。
- 平成18年に国家公務員の地域手当の地域区分が見直され、平成22年4月から本格的に導入された。(資料1参照)
しかし、平成21年度の介護報酬改定においては、国家公務員の地域手当の地域区分は、「それまでの方法と比較して、一律4.8%引き下げてその上で地域調整を行っており、「その他地域」に所在する事業所が多い介護保険の事業所に対する給付に適用することが適切であるか否かについては議論があること」などから、「今回は、地域の区分方法については見直しを行わないものとするが、今後、地域区分の在り方について検討することとする」とされたところ。
- 検討に当たっては、介護保険制度創設時の考え方方に則って、介護報酬における地域区分については、国家公務員の地域手当の見直しの考え方を基本とすべきではないか。
- 従って、平成24年度の介護報酬改定においては、全体の水準を引き下げた上で、国家公務員の地域手当を基本とした上乗せ割合を検討すべきではないか。
- なお、地域区分は、地域間における人件費の差を調整するものであるため、その見直しは、財政中立が原則である。

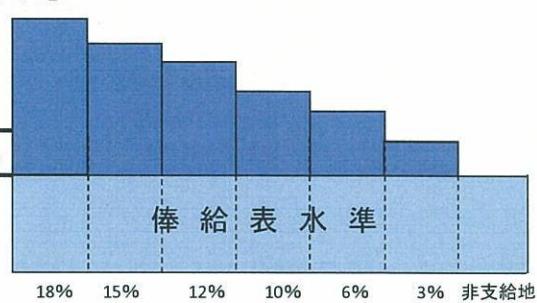
(資料1) 国家公務員給与の見直しについて

- 平成17年の人事院勧告において、民間賃金の地域差を公務員給与により反映させるため、以下の措置を講ずることとされた。
 - ① 民間賃金の低い地域を考慮して、俸給表水準を全体として平均4.8%程度引下げる。
 - ② 民間賃金が高い地域には、3%から18%の地域手当を支給する。

【平成12年】



【平成22年4月】



※経過措置:人事院規則9-49(地域手当)附則第4条の規定により、適用は平成22年4月から

2

※第73回介護給付費分科会資料(H23.4.27)

地域区分の見直しにかかる論点について

1 地域割りについて

→ 現行の地域割りを踏襲するか、国家公務員地域手当の地域割りに準拠するかについて、どう考えるのか。

2 仮に国家公務員地域手当の地域割りに準拠した場合に、国の官署が所在しないことにより適用地域の設定のない地域等の取扱いについて

→ 現在の介護保険制度の適用地域に合わせて設定するか、見直すかについて、どう考えるのか。

3 上乗せ割合について

→ 現行の上乗せ割合を基本とすべきか、国家公務員の地域手当と同様に水準を一旦引下げた上で上乗せ割合を設定すべきかについて、どう考えるのか。

4 人件費割合について

→ 現行の人件費割合を踏襲するか、再検討するかについて、どう考えるのか。

(第73回社会保障審議会介護給付費分科会資料(H23.4.27)より)

地域区分の見直しにかかる論点の整理について

1. 地域割りについて(資料2、3参照)

(1) 国家公務員の地域手当の地域割り(7区分)に準拠することにしてはどうか。

(理由)

- 介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業によれば、現行の介護保険制度の地域割り(5区分)よりは、国家公務員の地域手当の地域割り(7区分)の方がなだらかに地域差が反映されており、より実態に近い地域割りとなっている。

(2) その上で特甲地を特甲地1(仮称)及び特甲地2(仮称)並びに特甲地3(仮称)へ3分割することにしてはどうか。

(理由)

- 介護保険制度の地域区分は、国家公務員の地域手当の地域割りを基本としているため、見直しに当たっては、国家公務員の地域手当の甲地(10%)の区分が2級地から4級地の3区分に分割された経緯に従って、特甲地を3区分に分割して、国家公務員の地域手当の地域割りに合わせることが適切と思われる。
- さらに、介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業によれば、介護職員給与において、国家公務員の地域手当の地域区分別で分布を確認しその中央値をみると、級地が高くなるにしたがって、概ね給与も高くなる傾向にあるが、特甲地(国家公務員の地域手当では2級地から4級地の地域)のその他に対する比率は、他の地域の比率に比べ均衡を失しているので、見直しが必要。

4

(資料2) 介護保険制度の地域区分と国家公務員の地域手当の比較

(介護保険制度創設時)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地		甲地	乙地	その他
	12%	10%		6%	3%	0%
国家公務員 調整手当	甲地	甲地		甲地	乙地	その他
	12%	10%		6%	3%	0%

(平成18年度から)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国家公務員 地域手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

(平成21年度から)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	15%	10%			6%	5%	0%
国家公務員 地域手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

(地域割り見直しのイメージ図)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地1 (仮称)	特甲地2 (仮称)	特甲地3 (仮称)	甲地	乙地	その他
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

*国家公務員地域手当の()内の割合は、俸給表水準を平均4.8%引下げた影響を加味し、見直し前の俸給表水準と比べた場合の本来の上乗せ割合を表したものである。

※介護保険制度地域区分の上乗せ割合は、サービス毎の入件費割合を乗じる前の値である。 ※第73回介護給付費分科会資料(H23.4.27)一部修正

5

(資料3) 各制度における地域区分の比較について

(単位:自治体数)

国家公務員	1級地(18%)	2級地(15%)	3級地(12%)	4級地(10%)	5級地(6%)	6級地(3%)	その他
人事院規則上	23	20	27	36	55	107	1,576
介護保険	特別区(15%)		特甲地(10%)		甲地(6%)	乙地(5%)	その他
	23		50		19	67	1,641
診療報酬	1級地(18点)	2級地(15点)	3級地(12点)	4級地(10点)	5級地(6点)	6級地(3点)	その他
人事院規則上	23	20	27	36	55	107	1,348
準じる地域				13	37	150	
措置費	1級地(18%)	2級地(15%)	3級地(12%)	4級地(10%)	5級地(6%)	6級地(3%)	その他
人事院規則上	23	20	27	36	55	107	1,457
準ずる相当地域			1	9	12	1	
上記以外の相当地域				8%相当地域 2			

○診療報酬の取扱い

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

※平成20年改定により、従前の対象地域に隣接する地域についても加算対象となった(隣接する対象地域が複数ある場合は、そのうちの低い級地と同様とする)。

地域加算は、医業経費における地域差に配慮したものであり、人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術基本料2若しくは3の加算として算定できる。

※第73回介護給付費分科会資料(H23.4.27)

6

2. 適用地域について(資料4参照)

国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行ってはどうか。

なお、国の官署が所在しないことにより地域区分の適用地域の設定のない地域については、診療報酬の地域加算の対象となる地域の考え方を踏襲してはどうか。
(資料5参照)

(理由)

- 同時改定に当たり、診療報酬との整合性を図ることが適切ではないか。

3. 上乗せ割合について

国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行ってはどうか。

その際、国家公務員給与と同様に介護報酬の水準を引き下げた上で、見直すことにしてはどうか。

(資料4) 介護保険制度の地域区分を機械的に人事情報規則で定める地域手当の地域区分に当てはめた場合
自治体数:1,750(H22.3.31)

※ 網掛け部分は、介護保険制度の地域区分を機械的に人事院規則で定める地域手当の地域区分に当てはめた場合に同等とみなされる区分である。

(資料5) 診療報酬における対象地域の設定について

地域加算の対象地域の見直し

第1 基本的な考え方

1 地域加算は、医業経営における地域差に配慮する観点から設けられているものであり、別に厚生労働大臣の定める地域区分(6区分)に規定する地域に所在する保険医療機関に対し、入院基本料及び特定入院料に対する加算を行っている。

2 地域加算の対象地域は、平成18年度診療報酬改定において、国家公務員給与の地域手当に係る人事院規則が公布されたことを受けて、同様の地域を対象地域とするよう見直しを行ったところであるが、国家公務員給与の地域手当の対象地域は、国家公務員の勤務官署が所在する地域に限られており、地域加算の対象地域も必ずしも医療経営における地域差に配慮した地域となっていないことを踏まえて見直しを行う。

第2 具体的な内容

1 次の地域を新たに対象地域とする。

- (1) 現行、地域加算の対象となっている地域に囲まれている地域
(2) 現行、地域加算の対象となっている複数の地域に隣接している地域

2 新たに対象とする地域の級地は、隣接する対象地域の級地のうち、低い級地と同様とする。

4. 人件費割合(地域差を勘案する費用の範囲)について

地域差を勘案する費用の範囲については、介護事業経営実態調査を踏まえ、見直しの必要性を検討してはどうか。

(参考:平成21年度介護報酬改定における整理)

① 地域差を勘案する費用の範囲について

「人員配置基準で1名以上又は常勤換算での配置を規定している職員(医師を除く。)」の人件費に相当する部分と整理した。

○ 地域差を勘案する費用の範囲については、

- ・減価償却費・物件費は、費用の多寡に地域ごとの有意性はみられないこと
- ・土地代等が反映すると考えられる居住費は、平成17年10月に原則的に給付対象外となっていることから、地域差を勘案する必要はないとして、従来どおり人件費のみと整理した。

○ 地域差を勘案する職員の範囲については、

- ・医師の人件費は必ずしも都市部が高いとは限らないこと
- ・基準が「実情に応じた適当数」とされている職員(例:事務員)や、基準上配置が求められていない職員については、配置する職員数や業務委託の活用等経営者の判断により、要する費用が変動することから、上記の職員については、含めないと整理した。

② 人件費相当部分に係る割合の設定について

○ 人件費割合については、介護事業経営実態調査に基づき、介護サービスの類型を従来の「人件費割合60%」及び「人件費割合40%」の2類型から「人件費割合70%」、「人件費割合55%」及び「人件費割合45%」の3類型に整理した。

参考資料

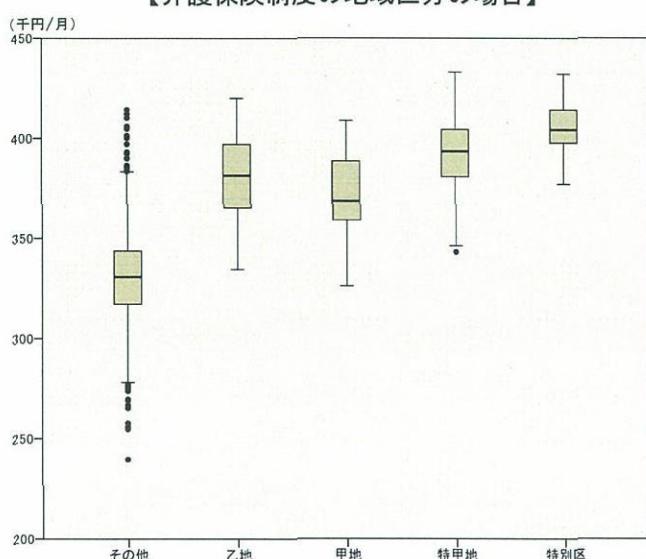
12

地域区分別の分布状況

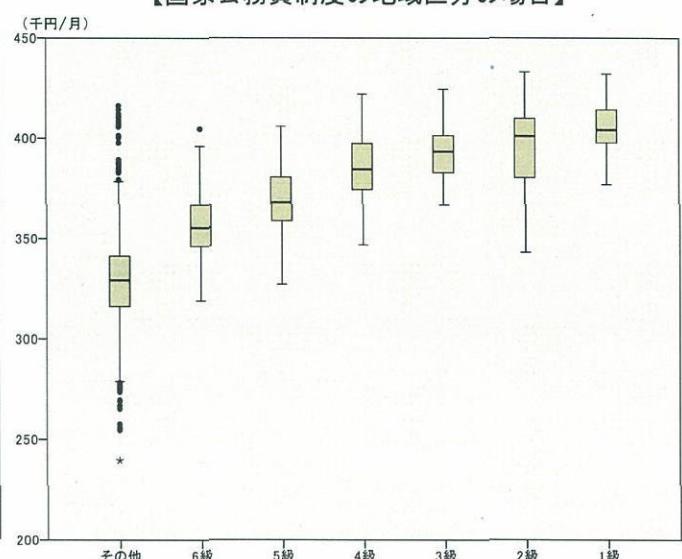
- 現行の介護保険制度の地域割り(5区分)よりは、国家公務員制度の地域割り(7区分)の方が、なだらかに地域差が反映されており、より実態に近い地域区分となっている。

地方公務員の給与を介護保険制度の地域区分と国家公務員制度の地域区分で比較した場合

【介護保険制度の地域区分の場合】



【国家公務員制度の地域区分の場合】



(出典)介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業

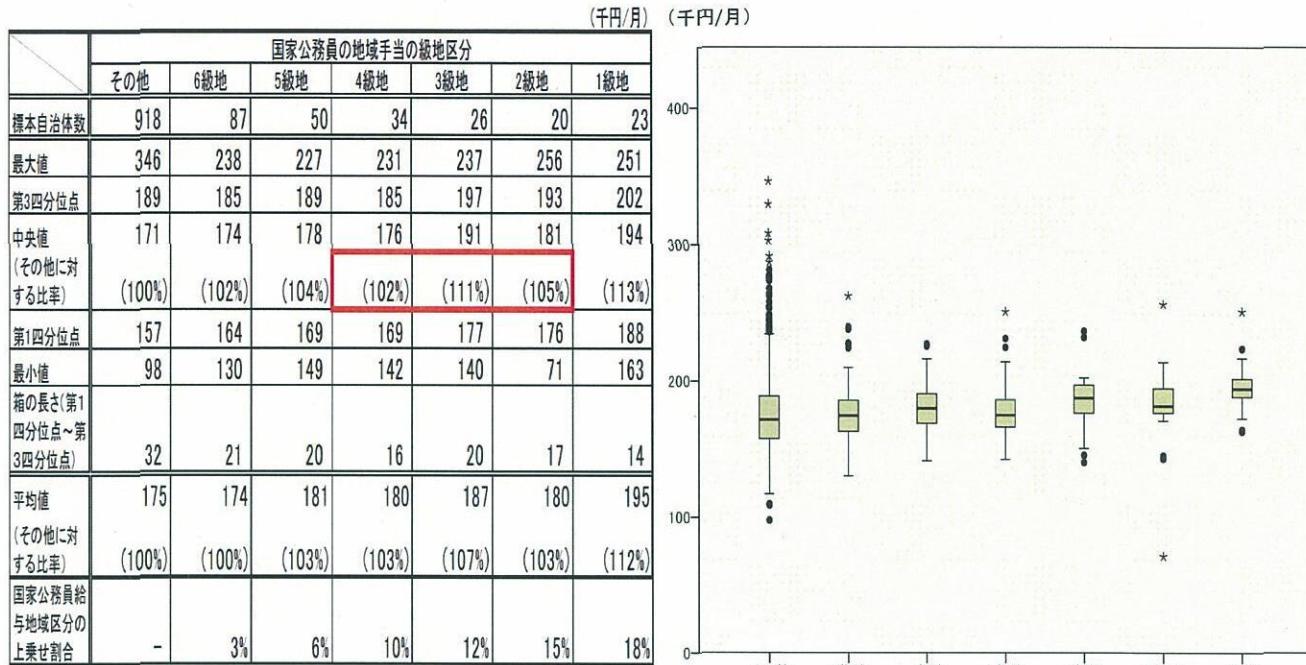
※第73回介護給付費分科会資料(H23.4.27)

※ 箱ひげ図に示された●は、箱の上端(第3四分位点)又は下端(第1四分位点)から箱の長さ(第3四分位点-第1四分位点)の1.5～3倍までのはずれ値を示し、★は3倍を超えるはずれ値(極地)を示している。(以下の図において同様)

13

- 中央値をみると級地が高くなるにしたがって、概ね、給与も高くなる傾向にあるが、2級地から4級地(介護保険制度では特甲地の地域)のその他に対する比率は、他の地域の比率に比べ均衡を失している。

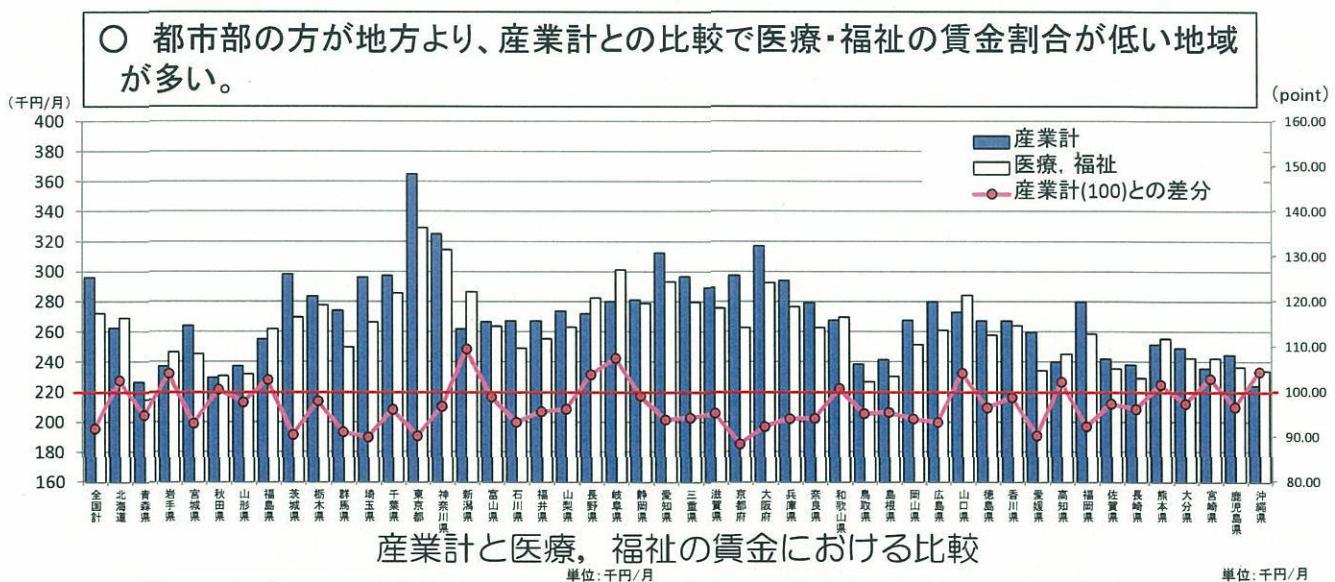
国家公務員の地域区分別の介護職員の基本給(年俸・月給対象者のみ)



(出典)介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業

※第73回介護給付費分科会資料(H23.4.27) 14

労働者の賃金における地域格差 (所定内給与)



	産業計の方が医療・福祉分野よりも賃金割合が大きい(上位10県)		
	産業計	医療・福祉	産業計の賃金を100とした場合の医療・福祉の割合との差分
1 京都府	297.2	262.7	88.39% ▲ 11.6
2 埼玉県	296.2	266.4	89.94% ▲ 10.1
3 東京都	364.8	329.1	90.21% ▲ 9.8
4 愛媛県	259.4	234.2	90.29% ▲ 9.7
5 茨城県	298.0	269.6	90.47% ▲ 9.5
6 群馬県	273.9	249.5	91.09% ▲ 8.9
7 大阪府	316.9	292.4	92.27% ▲ 7.7
8 福岡県	279.8	258.4	92.35% ▲ 7.6
9 宮城县	263.8	245.2	92.95% ▲ 7.1
10 広島県	279.7	260.8	93.24% ▲ 6.8

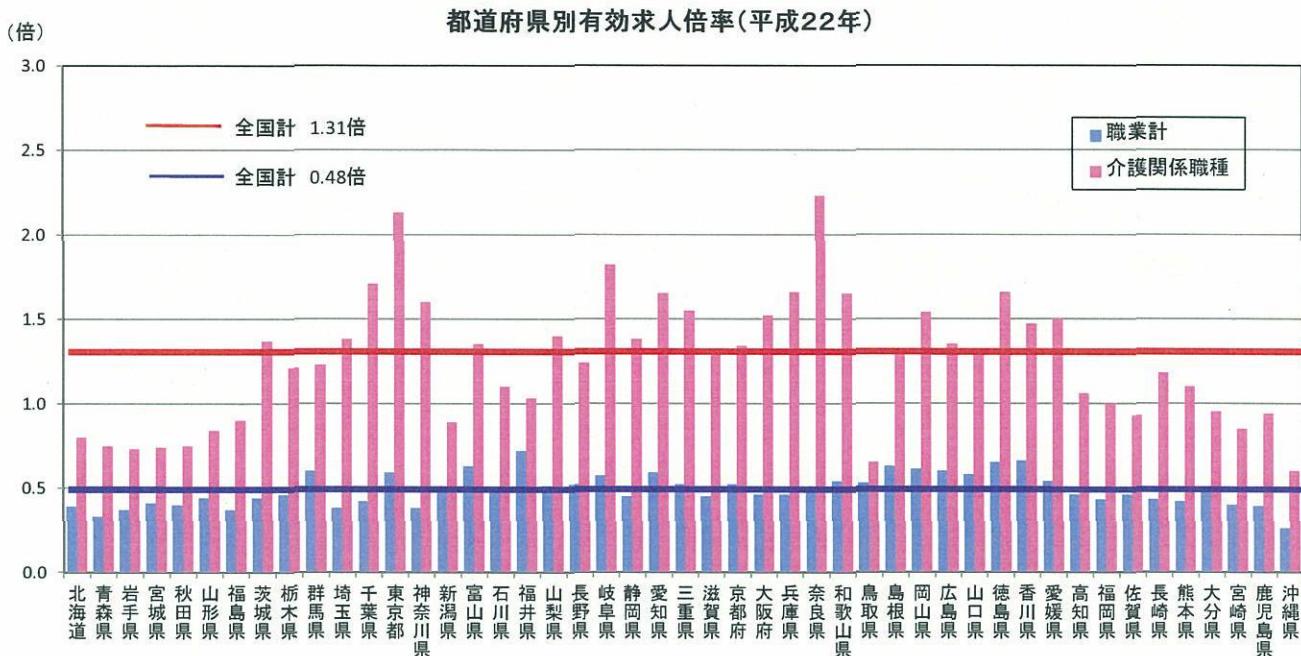
	医療・福祉分野の方が、産業計よりも賃金割合が大きい(上位10県)		
	産業計	医療・福祉	産業計の賃金を100とした場合の医療・福祉の割合との差分
1 新潟県	261.7	286.6	109.51% 9.5
2 岐阜県	280.0	301.0	107.50% 7.5
3 沖縄県	223.9	233.9	104.47% 4.5
4 山口県	272.8	284.1	104.14% 4.1
5 岩手県	236.8	246.4	104.05% 4.1
6 長野県	271.9	282.3	103.82% 3.8
7 宮崎県	235.5	242.3	102.89% 2.9
8 福島県	255.1	261.9	102.67% 2.7
9 北海道	262.3	268.9	102.52% 2.5
10 高知県	239.9	245.2	102.21% 2.2

(資料出所)厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

注)所定内給与額とは、労働協約又は就業規則等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現在給与額(きまつて支給される現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

介護分野の都道府県別有効求人倍率(平成22年)

- 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに、大きな差異がある。
- 基本的には、職業計の場合と同様、介護関係職種の有効求人倍率も、地方よりも都市部の方が高くなっている。東北・北海道、九州・沖縄では、介護関係職種の有効求人倍率が1.0を下回る場合が多い。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)介護分野とは、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

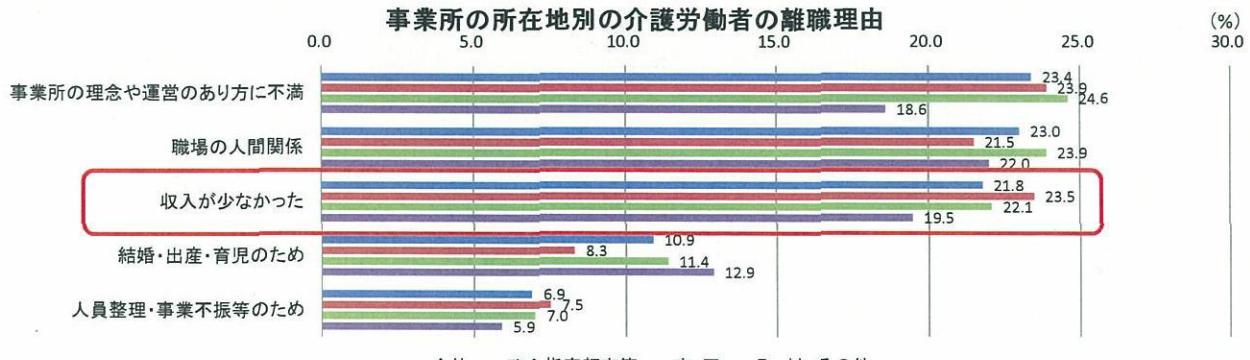
※第74回介護給付費分科会資料(H23.5.13) 16

介護労働者の事業所の所在地別の離職率及び離職理由について

- 都道府県別離職率をみると、都市部の方が地方より離職率が高い。
- 介護労働者の離職理由をみると、収入が少ないことを理由にあげる割合が高く、さらに事業所の所在地別にみると都市部の方が地方より理由にあげる割合が高くなっている。



(資料出所)平成21年度介護労働実態調査(介護労働安定制センター)



(資料出所)介護労働者の就業実態と就業意識調査結果報告書(介護労働安定制センター)

今後、高齢者人口が増加する都市部

○ 高齢者人口をみると、都市部の方が地方より増減率で大きい伸びを示すと推計されている。

◎ 65歳以上人口

都道府県	2008年	2025年	増減	増減率	増減率順位
(全国)	2,822	3,635	+814	+28.8%	—
沖縄県	24	35	+12	+49.4%	1
埼玉県	136	200	+64	+47.3%	2
千葉県	123	178	+55	+44.5%	3
神奈川県	172	243	+71	+41.4%	4
滋賀県	28	38	+10	+37.0%	5
(東京都)	(260)	(343)	(+83)	(+31.8%)	(10)
和歌山県	26	30	+4	+13.4%	43
山形県	32	36	+4	+12.2%	44
高知県	22	24	+3	+11.8%	45
秋田県	32	35	+4	+11.8%	46
島根県	21	23	+2	+8.8%	47

単位:万人

◎ 75歳以上人口

都道府県	2008年	2025年	増減	増減率	増減率順位
(全国)	1,322	2,167	+845	+63.9%	—
埼玉県	53	120	+68	+129.1%	1
千葉県	51	107	+57	+112.2%	2
神奈川県	72	147	+75	+104.8%	3
大阪府	77	150	+74	+96.2%	4
愛知県	60	115	+55	+91.5%	5
(東京都)	(116)	(206)	(+90)	(+77.8%)	(6)
鳥取県	8	10	+2	+26.9%	43
秋田県	16	20	+4	+25.2%	44
鹿児島県	24	29	+5	+19.5%	45
山形県	17	20	+3	+19.2%	46
島根県	12	14	+2	+18.7%	47

単位:万人

(出典) :「平成20年10月1日現在推定人口」(総務省統計局)

「日本の都道府県別将来推計人口ー平成19年5月推計ー」(国立社会保障・人口問題研究所)

(資料出所:平成21年度 老人保健健康増進等事業「地域包括ケア研究会 報告書」平成22年3月)

18